◎調達機関番号　020　◎所在地番号　11

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　①Ｒ２荒川中堤北葛西二丁目地区護岸改築工事（以下、「①工事」という。）

②Ｒ２荒川中堤松島二丁目地区護岸工事（以下、「②工事」という。）

（①工事、②工事共に電子入札対象案件）（①工事、②工事共に電子契約対象案件）

⑶　工事場所　①工事　東京都江戸川区北葛西二丁目地先（荒川左岸1.9ｋ付近中堤）

②工事　東京都江戸川区松島二丁目地先（荒川左岸4.8ｋ付近中堤）

⑷　工事内容

①　工事　築堤護岸　Ｌ＝約250m　地盤改良工　１式　深層混合処理工（ＷＨＪ工法）（φ1.6m　２軸　改良長16.0m）　約730本　矢板護岸工　１式　矢板工（鋼管矢板　φ900　Ｌ＝20.0m）　約210本　笠コンクリート工　約240m　仮設工　１式　浚渫（河川）　１式　浚渫工　約1,900㎥

②　工事　築堤護岸　Ｌ＝約200m　地盤改良工　１式　深層混合処理工（ＷＨＪ工法）（φ1.6m　２軸　改良長16.0m）　約780本　矢板護岸工　１式　矢板工（鋼管矢板　φ900　Ｌ＝18.5m）　約170本　笠コンクリート工　約185m　仮設工　１式　浚渫（河川）　１式　浚渫工　約7,000㎥

⑸　工期　本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、余裕期間を設定した工事である。詳細は入札説明書による。

全体工期：①工事、②工事共に契約締結の翌日から令和４年３月25日まで

⑹　使用する主要な資機材

①　工事　鋼管矢板　約1,150ｔ、地盤改良固化材　約11,500ｔ

②　工事　鋼管矢板　約920ｔ、地盤改良固化材　約12,200ｔ

⑺　本工事は、入札時に技術提案［ＶＥ提案］を受け付けるとともに、「工事全般の施工計画」を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する［総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）］の工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

⑻　本工事は資料提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては関東地方整備局総務部契約課に承諾願を提出するものとする。

⑼　本発注工事は、以下に示す試行等の対象工事である。詳細は、入札説明書による。

①　「ワンデーレスポンス」実施工事

②　完成時の工事成績評定の結果により、総合評価落札方式の加算点等を減ずる試行工事

③　工事コスト調査結果により、工事成績評定を減ずる試行工事

④　建設リサイクル法対象工事

⑤　総価契約単価合意方式

⑥　出来高部分払方式

⑦　「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」の設置対象工事

⑧　「設計変更審査会」の設置対象工事

⑨　現場代理人と配置予定の主任（監理）技術者の兼務を認めない試行工事

⑩　ＩＣＴ活用工事【地盤改良工（施工者希望Ⅱ型）】

⑪　ＩＣＴ活用工事【河川浚渫工（施工者希望Ⅱ型）】

⑫　工事工程表の開示試行工事

⑬　週休２日制適用工事【発注者指定方式】

⑭　新技術導入促進（Ｉ）型

⑮　一括審査方式

⑯　技術提案簡易評価型

⑰　「生産性向上チャレンジ」試行対象工事

⑱　熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事

⑲　条件明示チェックリスト参考開示の試行工事

⑳　ＣＣＵＳ義務化モデル工事

⑽　本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を電子契約システムで行う対象工事である。

なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200以上であること（⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成17年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））。

㋐　河川における深層混合処理工法による地盤改良を実施した工事であること。

㋑　河川における鋼管矢板基礎（鋼管杭は除く）で長さ15m以上の工事であること。

ただし、上記㋐、㋑は同一工事でなくてもよい。

なお、ここでいう河川とは、一級河川、二級河川、準用河川とする。

また、申請できる同種工事の施工実績は２件までとし、これを超える件数の工事実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が上記㋐㋑の施工実績を有し、他の構成員は、上記㋐の施工実績を有すること。

また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

⑹　工事全般の施工計画が適正であること。

⑺　①工事、②工事共に次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を当該工事に専任で配置できること。また、本発注工事は受注者が工事の始期と終期を設定することができる工事であり、契約締結日の翌日から工事の始期までの間は、主任（監理）技術者の配置を要しない。

また、１工事概要⑵に示した工事に申請できる配置予定の主任（監理）技術者は、１名とする（一括審査対象工事に、申請できる配置予定の主任（監理）技術者は１名のみとする。）。

①　主任技術者にあっては、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。あるいは、本発注工事の工事種別に対応した登録基幹技能者講習修了証を有する者であること。

監理技術者にあっては、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

詳細は入札説明書による。

②　１人の者が、平成17年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した上記⑸㋐に掲げる工事の経験を有する者であること。ただし、上記期間に育児休業等を取得していた場合及び事業促進ＰＰＰに従事していた場合は、その期間と同等の期間を評価期間に加えることができる。詳細は入札説明書による。（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））